

職員の処遇改善について

1：加算の種類

令和元年12月1日現在、岡星寮で所轄庁（岡山市）へ届け出ている加算は

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ と
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 です。

2：加算額

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰでは、所定単位数の6.9%
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算では、所定単位数の1.9%の加算を得ています。

3：処遇改善の方法

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを用いて、
 - ①利用者の皆さんへの支援に直接従事する生活支援課の職員で、勤続10年以上に相当する職員を中堅職員として、基本給の3%の中堅職員手当を支給しています。
(課長、サービス管理責任者、主任の役職手当も増額しました。)
 - ②夜勤手当を1回7,000円に、宿直手当を1回5,000円に引き上げています。
 - ③介護福祉士か社会福祉士の資格を持っている職員に支給している資格手当を、月額10,000円に引き上げています。
 - ④年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に勤務する職員には、1回につき6,000円の年末年始手当を支給しています。
 - ⑤以上によっても残余を生じた場合には、例年5月に精算し、処遇改善一時金を支給しています。
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を用いて、
 - ①勤続10年以上で、介護福祉士か社会福祉士の資格を持っている生活支援課の職員に支給する中堅職員手当を、基本給の7%に増額します。
 - ②中堅職員に該当しない生活支援課の職員に、基本給の4%の初任職員手当を支給します。
また、生活支援課以外の職員（調理員）に対しても初任職員手当を支給します。
 - ③利用者の皆さんへの支援に直接従事するパート職員に対しても2%の手当を支給します。
 - ④以上によっても残余が生じれば、処遇改善一時金（特定加算分）として支給します。

4：その他

上記の処遇改善とは別ですが、生活支援課の職員が勤続10年に達するまでに必ず介護福祉士か社会福祉士の資格を取得できるよう、実務者研修などの受講費用を助成しています。